

令和 3 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 7）

堺 市

目 次

	頁
議案第 121 号 和解について……………	3
議案第 122 号 和解について……………	7

令和3年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年12月8日
堺市長 永藤英機

議案第 121 号 和解について

議案第 122 号 和解について

和解について

損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

1 事件名

損害賠償請求事件

(大阪地方裁判所堺支部 平成 29 年 (ワ) 第 340 号)

2 和解の相手方

(1) 原告

大阪府堺市北区*****

***** 外

(2) 被告補助参加人

大阪府大阪市住吉区*****

3 和解条項等

(裁判所和解条項案)

当裁判所は、被告において保有していた平成 23 年 11 月の大阪府知事選挙に係る有権者データ（以下「本件データ」という。）が、被告の職員であった被告補助参加人の行為により流出し、原告らのプライバシー権が侵害されたことについて、地方公共団体である被告には、その保有する個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、これを実施する責務がある（個人情報の保護に関する法律 5 条）こと、被告において、条例や内規（以下「条例等」という。）によりその保有する個人情報の取扱いについて定めていたものの、条例等に違反する被告補助参加人の行為及びそれによる上記流出を防止することができなかったこと等を踏まえ、以上に係る被告補助参加人や被告の責任に鑑み、被告と被告補助参加人との間の紛争を含めた一体的解決をも考慮して和解を勧誘し、その結果、当事者間に下記のとおり和解が成立した。

記

- (1) 被告は、上記責任及び本件データの流出という事態が発生したことを真摯に受け止め、本件について遺憾の意を表明し、再発防止に努める。
- (2) 補助参加人は、原告らに対し、本件解決金として 300 万円を本和解の席上で支払い、原告らはこれを受領した。
- (3) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告ら、被告及び被告補助参加人は、原告らと被告との間、原告らと被告補助参加人との間及び被告と被告補助参加人との間には、本件（ただし、被告と被告補助参加人との間については、別件訴訟（大阪高等裁判所 令和 3 年（行コ）第 63 号）に係るものを除く。）に関し、本和解条項に定めるものの他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用（補助参加に係る費用を含む。）は、各自の負担とする。

和解について

原告らは、本市の元職員（本件訴訟では被告補助参加人）の違法行為により原告らの個人情報（平成 23 年 11 月執行の大阪府知事選挙時の約 68 万人の有権者データ等）が流出し、プライバシー権が侵害されたとして、本市に対し損害賠償金として原告 1 人当たり金 15,000 円及びこれに対する平成 27 年 7 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を求めて平成 29 年 3 月 31 日に本件訴訟を提起した。

その後、大阪地方裁判所堺支部で審理が続いていたが、今般、同裁判所より、本件の法的責任は条例等に違反した元職員にあるとするものの、本市においても元職員による個人情報流出を防止できなかった行政としての道義的責任は免れないとして、本市と元職員との別件訴訟（大阪高等裁判所 令和 3 年（行コ）第 63 号）も含めた一体的解決を考慮した和解を勧誘する旨の前文が記載された和解案の提示があった。

当該和解案の内容を検討した結果、これを受け入れ、原告ら及び元職員との間の紛争について、早期に一体的に解決することは妥当であると認められるので、当該和解案のとおり和解するものである。

和解について

懲戒免職処分等取消、損害賠償請求控訴事件について、次のとおり和解する。

1 事件名

懲戒免職処分等取消、損害賠償請求控訴事件

(大阪高等裁判所 令和3年(行コ)第63号)

2 和解の相手方(控訴人)

大阪府大阪市住吉区*****

3 和解条項

- (1) 控訴人は、被控訴人に対し、第2事件の解決金として200万円の支払義務があることを認める。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、令和4年1月31日限り、前項の金員を被控訴人が指定する方法により支払う。
- (3) 被控訴人は、第2事件について、控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人は、第1事件の訴えを取り下げ、被控訴人はこれに同意する。
- (5) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

※第1事件

平成29年(行ウ)第198号 懲戒免職処分等取消請求事件

控訴人が本市に対して懲戒免職及び退職手当不支給処分の取り消しを求めたもの

※第2事件

平成30年(ワ)第1176号 損害賠償請求事件

本市が控訴人に対して事案の解明に要した調査費用の支払いを求めたもの

和解について

平成 23 年 11 月執行の大阪府知事選挙時の約 68 万人の有権者データ等をインターネット上で閲覧可能な状態にして個人情報流出させたとして、相手方である本市の元職員を平成 27 年 12 月 14 日付けで懲戒免職処分としたが、元職員はこれを不服として、懲戒免職処分及びその処分に基づく退職手当支給制限処分の取消しを求めて平成 29 年 10 月 27 日に本件訴訟を提起した。また、本市も事案の全容説明等に要した委託業務費用として金 3,597,000 円及び支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を求めて平成 30 年 2 月 9 日に元職員を提訴した。両訴訟は大阪地方裁判所で併合して審理され、令和 3 年 3 月 29 日にいずれも元職員が敗訴の判決がなされたが、元職員は判決を不服として令和 3 年 4 月 14 日に大阪高等裁判所へ控訴した。

なお、本件訴訟の関連訴訟として、本市と市民らとの集団訴訟（平成 29（ワ）第 340 号、元職員は被告（市側）補助参加人として参加）の審理が大阪地方裁判所堺支部で続いていたが、今般、同裁判所より本件訴訟も含めた一体的解決を考慮した和解案が提示されたことにより、大阪高等裁判所からも、その審理経過を考慮し、本件訴訟についての和解案の提示があった。

当該和解案の内容を検討した結果、これを受け入れ、元職員及び市民らとの間の紛争について、早期に一体的に解決することは妥当であると認められるので、当該和解案のとおり和解するものである。

令和3年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その7）

令和3年12月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-21-0083

